

令和8年7月15日

質問書に対する回答

| No. | 質問事項                                                                                 | 回答                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1   | 1 債権あたりの延滞月数（年数）はどの程度でしょうか。                                                          | 1年以上となります。                                                      |
| 2   | 滞納金を分割で返還したい旨の申し出があった際、生活状況により少額での分割を認めてもよいでしょうか。<br>または受託終了月までに延滞解消できる金額が望ましいでしょうか。 | 別途協議で対応いたします。                                                   |
| 3   | 手引きには延滞した際、延滞金が発生すると記載がございますが、委託期間中も延滞金は発生しますでしょうか。                                  | 発生いたします。                                                        |
| 4   | 毎月の引落は延滞が続くと停止しますでしょうか。その場合、どの程度で停止するでしょうか。また延滞解消後は口座引落は再開されますでしょうか。                 | 返還（引落し）は、年2回（6月、12月）となっております。<br>延滞が続いても、返還猶予、返還免除以外では停止いたしません。 |
| 5   | 委託中でも割賦金未到来分があると請求金額に加算されますでしょうか。                                                    | 別途協議で対応いたします。                                                   |
| 6   | 委託中、請求金額の更新はありますでしょうか。                                                               | 別途協議で対応いたします。                                                   |
| 7   | 猶予について通算で取得できる年数は決まっていますでしょうか。                                                       | 決まっておりません。                                                      |
| 8   | 猶予申請で経済困難を事由とした場合、年収の制限や扶養控除などの制度はありますでしょうか。                                         | ありません。                                                          |
| 9   | 猶予を遡って申請することは可能でしょうか。<br>（例）2025年4月より延滞。事情を伺うと2025年4月より病気で就業不可、診断書の提出は可能等。           | 事案ごとに協議対応いたします。                                                 |
| 10  | 受託中、県の納入通知書で納付を希望された場合、納入通知書を送付いただくことは可能でしょうか。                                       | 可能です。                                                           |
| 11  | 本人が死亡または重度の障害があった場合、免除制度はありますでしょうか。                                                  | 免除制度はあります。                                                      |

|    |                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                   |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | 返戻や居住無しと確認した際、住民票の取得は可能でしょうか。                                                                                                                                                                                      | 住民票の取得が必要な場合は、本県で行います。                                                            |
| 13 | 直近3ヵ年の回収率実績をご教示いただきたく存じます。                                                                                                                                                                                         | 5%前後になります。                                                                        |
| 14 | 委託予定対象債権の内、過去に外部委託していた債権がどの程度含まれているか、ご教示ください。(概算で結構です)                                                                                                                                                             | 過去に外部委託したことはありません。                                                                |
| 15 | 委託対象債権の詳細をご教示ください。<br>・初回委託予定の件数、金額<br>・他弁護士事務所等へ委託済みの件数、金額<br>・未収入発生からの期間(3年未満、5年未満、5年以上等)                                                                                                                        | 委託予定の件数、金額については、現在精査中です。<br>過去に外部委託したことはありません。                                    |
| 16 | 払込業務の詳細をご教示ください。<br>・払込方法につきまして「県が作成する納付書」と記載がありますが「一月毎にまとめて1枚」「債務者毎に1枚」「債務者の月毎に1枚」かご教示ください。<br>・払込期日につきまして「別途定める日までに払い込むこと」と記載がありますが、いつ頃を想定していますでしょうか。「納付書を受領した日の月末まで」に協議可能でしょうか。                                 | 納付書は一月分1枚を予定しています。<br>納付書の発行日の翌日から起算して15日以内を期限としています。日程については、可能な範囲で、別途協議で対応いたします。 |
| 17 | 調査業務や、訪問業務につきましては委託業者と受託者が協議のうえ、弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                               | 必要に応じて実施してください。                                                                   |
| 18 | 報告業務の詳細をご教示ください。<br>・報告期日につきまして「翌月5日までに報告する」と記載がありますが、「翌月5営業日まで」に協議可能でしょうか。<br>・報告書類に指定様式はありますでしょうか。指定様式の場合、事前に確認することは可能でしょうか。もしくは、受託者の任意の様式でよろしいでしょうか。<br>・報告媒体につきましては、受託者が電子媒体での報告を基本としている場合、対応していただくことは可能でしょうか。 | 日程については、可能な範囲で、別途協議で対応いたします。<br>報告書等の書式は、契約時別途協議で対応いたします。電子媒体での報告も可能です。           |
| 19 | ・債務者の基本情報につきましては「連帯借受任、保証人、連帯保証人等」の情報は、書面で取り交わしをされているのでしょうか。また取り入れている場合は                                                                                                                                           | 書面で取り交わしています。<br>提供するデータの様式につ                                                     |

|    |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p>その情報も含めてご提供いただけるのでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供していただく情報のデータにつきまして、受託者の指定様式でご提供いただくことは協議可能でしょうか。</li> </ul> | <p>いては、契約時別途協議で対応いたします。</p>                                                                                                                                                                     |
| 20 | <p>予算上限額を超えてしまう場合の対応を、ご教示ください。</p>                                                                                                   | <p>可能な範囲で、別途協議で対応いたします。</p>                                                                                                                                                                     |
| 21 | <p>契約保証金につきましては「富山県会計規則第 75 条第 3、5、6 号の規定に該当する場合は免除とする」との記載がありますが、具体的な内容をご教示ください。</p>                                                | <p>契約者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>指名競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約者の能力、信用等を考慮して契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> |
| 22 | <p>過去における同種業務の「受託者の有無（実績）」及び令和 9 年度以降における「契約の予定の有無」について、現時点でお分かりになる範囲で構いませんので、ご教示いただきたいです。</p>                                       | <p>過去に外部委託したことはありません。</p> <p>来年度以降の実施については、未定です。</p>                                                                                                                                            |